

第2章 多摩市の環境問題への取組とその体制

1. 環境方針

市は、「環境の保全、回復及び創出（以下、環境の保全等という）に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保する」（環境基本条例）ため、以下の環境方針にそって取組を進めています。

〔基本理念〕

私たち人類は、これまで自然の持つ浄化・再生能力に助けられ、物質的に豊かな生活に慣れ親しんできましたが、今、その代償として深刻な廃棄物問題や地球環境問題等、人間の生存基盤に係わる危機への対応を迫られてきています。

私たちの住む多摩市は、多摩川を始めとする豊かな水辺空間や貴重な樹林地の残る起伏に富んだ多摩丘陵等恵まれた自然環境の下で、有数の住宅都市として発展してきました。反面、環境への負荷は確実に増大し、その影響は地域の環境に留まることなく、生命を育む地球の環境にも及ぶ事態に至ってきました。

多摩市では平成10年に制定した「多摩市環境基本条例」を踏まえ、13年度に「多摩市環境基本計画」を策定しました。また、「第四次多摩市総合計画」においては、「地球と人にやさしい環境共生都市」をまちづくりの目標に、各種の施策を総合的かつ計画的に進めています。

私たちは、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ引き継ぐべき責務を担っています。このことを深く認識し、市民や事業者等との協働と市職員全員の参加により、環境の保全、回復及び創出のための活動を推進し、自然と共生する持続可能な都市多摩市の構築を目指します。

そのための仕組みとして「市民参加による新たな環境マネジメントシステム(市民認証制度)」を確立・運用し、市の環境に係る施策を効果的かつ計画的に推進していきます。

〔基本方針〕

多摩市環境基本計画におけるめざす環境像「循環と調和のまち みんなで創る多摩 - 和と環と輪のまちづくり - 」の実現のため、以下のように基本方針を設定します。

- 1 「うるおいと安らぎの中で人が暮らせるまち 多摩」を推進します。
- 2 「自然の循環の中で人が暮らせるまち 多摩」を推進します。
- 3 「みんなが身近な暮らしの中で環境について考え、行動するまち 多摩」を推進します。
- 4 市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出を始めとする環境負荷の削減を推進します。
- 5 環境保全に関連する各種計画を推進し、総合的・計画的に環境保全を図っていきます。
- 6 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を積極的に公表します。

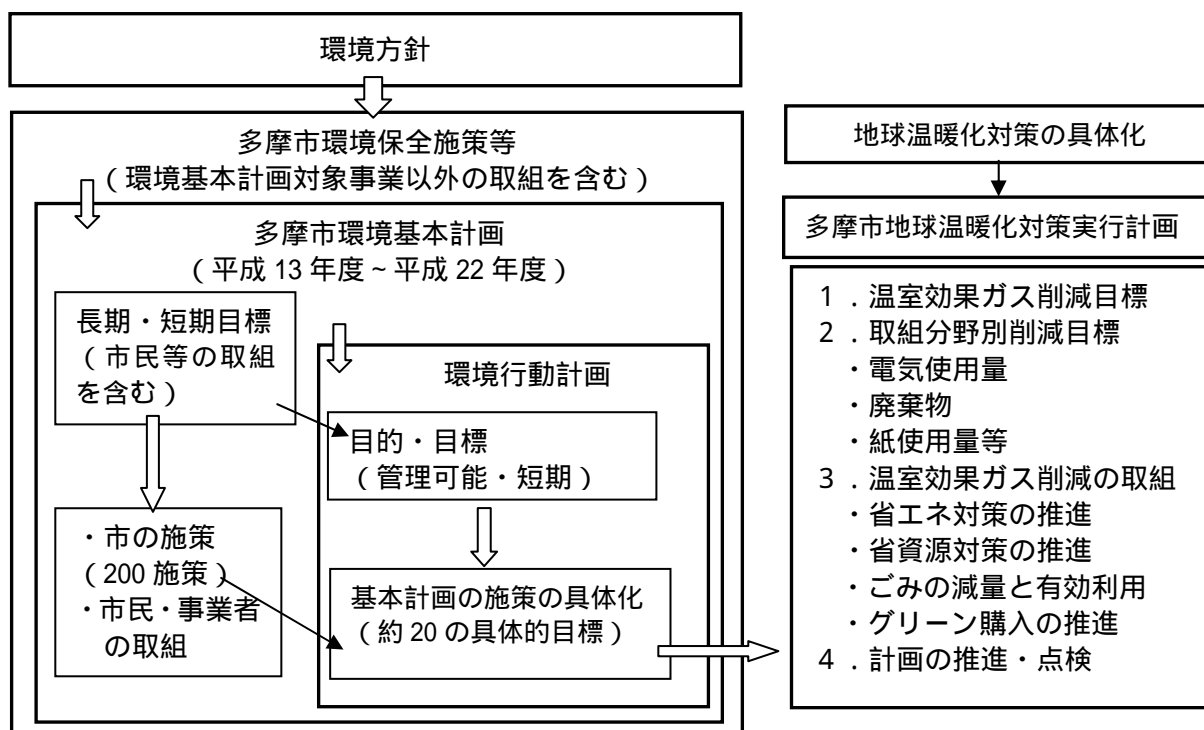
以上の取組みについては、環境保全に関する法令等を守り、環境目的・目標を定め、定期的な見直しを行うことにより、継続的な改善を進めます。

2. 環境保全等のための3つのプラン

環境方針を実現するためのプランとして、市は多摩市環境基本計画（以下、環境基本計画）、多摩市環境行動計画（以下、環境行動計画）、多摩市地球温暖化対策実行計画（以下、実行計画）を策定し、取り組んでいます。

(1) 多摩市環境基本計画(平成13年12月策定)

環境基本条例の基本理念を実現していくための方針や方策等を具体的に展開するための計画であり、多摩市の様々な施策に「環境の保全、回復、創出」という視点を取り入れ、長期的視点に立って、総合的かつ計画的な環境づくりを進めるための役割を持っています。また、市民や市民団体等（以下、市民という）、事業者、行政の責任と役割を明らかにし、市民、事業者、行政が協働して環境づくりを進めていくための指針となるものです。



めざす環境像

環境基本条例は次の3項目を基本理念として掲げています。

1. 良好な環境の確保（健康、安全・快適）、継承
2. 自然との共生、循環、相互協力
3. 身近なところからの行動

環境基本計画では、基本条例の理念を受け、目指す環境像を『循環と調和のまち みんなで創る多摩 - 和と環と輪のまちづくり - 』と決めました。

計画の基本目標

基本目標	<p>うるおいと安らぎの中で人が暮らせるまち 多摩 - 和^{WA}のまちづくり - (調和)</p>	<p>生態系に配慮しつつみどりや水辺を保全・創出するなど、人の生活と自然とが調和するまちづくりを進め、うるおいと安らぎの中で暮らせるまちを創ります(和のまちづくり)。</p>
基本目標	<p>自然の循環の中で人が暮らせるまち 多摩 - 環^{WA}のまちづくり - (循環)</p>	<p>自らの生活・活動スタイルを変革し環境への負荷の少ない循環型社会を構築することによって、自然の循環系の中で安全で健康に暮らせるまちを創ります(環のまちづくり)。</p>
基本目標	<p>みんなが身近な暮らしの中で環境について考え、行動するまち 多摩 - 輪^{WA}のまちづくり - (協働)</p>	<p>各々が日々の身近な暮らしの中で、環境について学び、考え、実践するとともに、パートナーシップを構築し、ともに取り組んでいくことのできるまちを創ります(輪のまちづくり)。</p>

計画期間

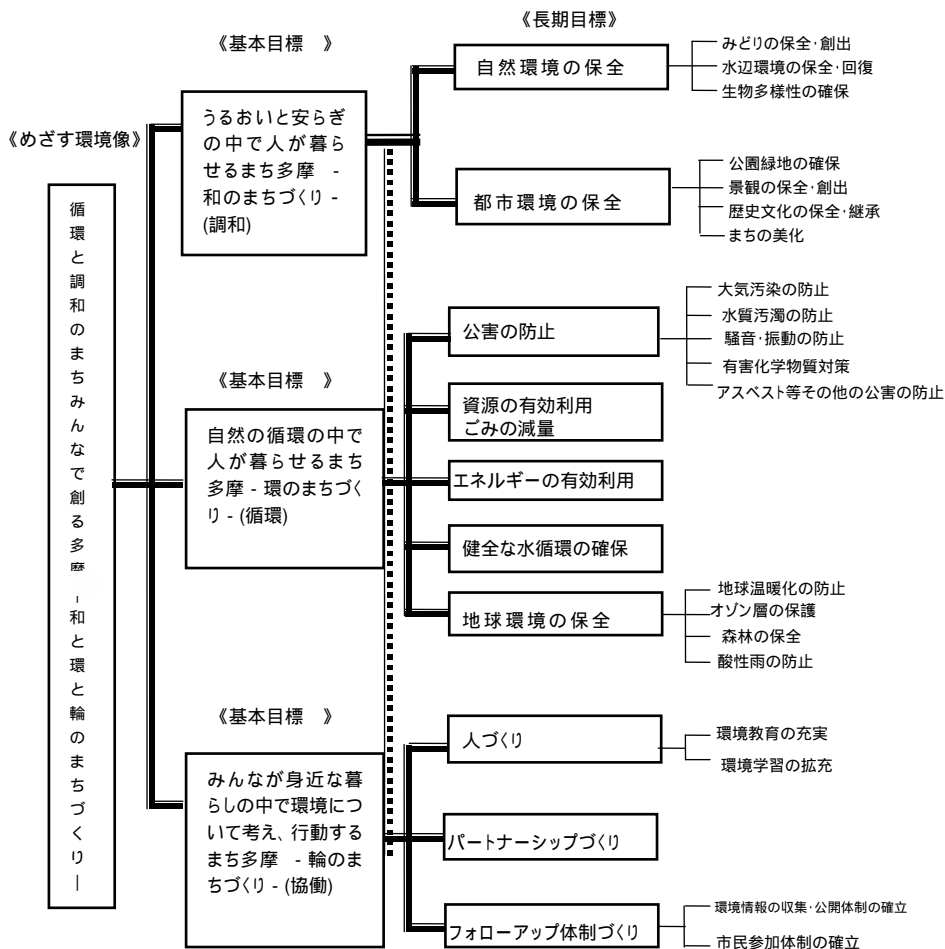
環境基本計画は、概ね 30 年後のめざす環境像、基本目標・長期目標を踏まえ、平成 13 年度を初年度とする平成 22 年度までの 10 カ年を計画期間としています。

なお、計画期間の前期 5 カ年が経過した後、情勢の変化や環境問題の新たな進展を踏まえて、平成 17 年度には環境基本計画の見直しを行いました。

(10 カ年の中間年である平成 17 年度を環境行動計画の目標として位置付けています。)



計画の目標と施策の体系



(2) 環境行動計画

環境基本計画に定める施策のうち、目的・目標の達成への貢献度、関係者との調整の困難性、施策内容の緊急度・継続性等を勘案して策定した具体的な事業で、環境マネジメントプログラムとしての性格を持っています。

環境マネジメントシステムに基づき、取組の点検、評価、見直しを行い、確実かつ効果的な推進を図ります。なお、目標数は多摩市環境基本計画の「市の施策」に関する約 29 の目標を対象としました。

なお、環境行動計画の対象目標は、今後、環境基本計画の進捗状況を見ながら、対象数の増加を図ります。

環境行動計画の目標と関連事業

項 目	対象施策	目標(平成 22 年度)	関連事業	
自然環境の保全等	みどりの 保全・創出	「多摩しみどりの基本計画」の推進・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたって持続性の高い緑地面積率を約 37%以上確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地の新規開設 緑化基金による公園用地の取得 緑化協定による緑化の推進 新住事業による緑地の引継ぎ 宅地開発指導要綱による民有地の緑化の推進
	水辺環境の 保全・回復	多摩川・大栗川合流点付近の水辺環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の BOD が水質汚濁に係る環境基準^{P35}河川類型 B 類型を適用)を下回ることをめざす。 ・大栗川・乞田川の河川水量の増量をめざす。 ・水辺の自然度の向上をめざす。上記の目標を踏まえ、住民参加による水辺環境づくりを進める。空間の保全を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 大栗川・乞田川、水路などの親しみのもてる水辺空間の整備 多摩川・大栗川合流点付近の水生生物を定点観測していく 観察、体験、工作、遊びを取り入れた水辺観察会等の開催
都市環境の保全等	公園緑地の 確保	活動団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度までに、1 人当たりの都市公園面積 13 m²(広域公園を含まない)以上の確保をめざす。 ・アダプトの数を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加の公園・緑地数の増加 ニュータウン地域以外の地域での区画整理事業や開発による緑地の確保

項目		対象施策	目標(平成 22 年度)	関連事業
都市環境の保全等	景観の 保全・創出	地区のまちづくり ルールの確立	・みどりと都市とが調和した景観 を保全する。 ・市民参加によるまちづくり(景 観づくり)を進める。 そのため、平成 17 年度までに、 地区計画の決定面積を 366.2ha に増やす。	地区のまちづくりルールの策定 支援 街づくり講座、街づくりコンサル タントの派遣、地区街づくり 助成金の活用
	歴史・文化の 保全・創出	体験学習の機会の 提供	・歴史文化継承事業の実施回数及 び参加人数を増やす。	炭焼き体験事業や足ナカ作り体 験会の実施 長年市内に在住されている方を 講師とする講演会・学習会の開 催
	まちの 美化	啓発事業の実施	・ごみのポイ捨て、捨て看板の量 や、路上駐車・放置自転車数の 削減をめざす。	放置自転車等の返還率を上げ、 所有者に放置禁止の啓発を行 い、再発防止を図る。 駐輪場・駐車場への利用促進の 街頭キャンペーン等啓発活動 を実施する。
公害の防止	大気汚染の 防止	自動車交通量抑制 対策の推進	・すべての測定地点・時期にお いて、大気汚染物質濃度(SO ₂ 、 NO ₂ 、SPM、Ox、CO)がすべて 大気汚染に係る環境基準値を 下回ることをめざす。	交通安全市民のつどい、春・秋 の交通安全運動、街頭活動、たま 広報等のあらゆる機会をとらえ 普及、啓発活動を行う。 公用車の使用抑制(水曜日の使用 10%削減) 職員のノーカーデーの推進を 図る。
	水質汚濁 の防止	下水道(雨水管) への汚濁物質混入 の防止	・すべての測定地点・時期にお いて、水質汚濁に係る環境基準 (河川類型 B 類型を適用)の達 成をめざす。	水質異常事故発生時に原因究明 を行い、原因者への改善指導を 行う。 開発に伴う事前協議等におけ る啓発及び市内公害パトロー ルの強化を行う。
	有害物質 対策	情報提供システム の確立	・ダイオキシン類濃度を把握する。 ・ごみ焼却量を平成 16 年度 1 年間 の焼却量から 20%削減するとと もに、埋立書分量ゼロをめざす。 ・化学物質に関する情報提供シス テムの確立をめざす。	有害化学物質の情報の収集とと もに国や都と連携した情報提供 システムを推進する。 既存資料のデータベース化を図 る。 市民・事業者に対する有害化学 物質情報の提供システムの推 進。
ごみの減量、 資源の有効利用	計画の策定	・家庭系ごみの燃やせるごみと燃 やせないごみの排出量を平成 16 年度 1 年間の排出量から 20%以上の削減をする。 ・再生利用率を 32.4%に増加す る。 ・ごみの埋立処分量をゼロにす る。	再生利用の促進 ・様々な再生利用ルートを確認す るための支援等 ・集団回収による資源化量 ・オフィス町内会による資源化 エコセメント化による埋立量の 削減 多摩市グリーン購入推進方針に よる市役所の再生品利用の推 進。	

項目		対象施策	目標(平成 22 年度)	関連事業
エネルギーの有効利用		省エネルギー意識と行動の普及・啓発事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 電力消費量を平成 14 年度レベルから 4.8%削減することをめざす。 都市ガス消費量を平成 14 年度レベルから 4.8%削減することをめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー行動などに関する普及・啓発事業の実施 エコライフ普及啓発誌を使用した市民への省エネ啓発活動 住宅リフォーム補助金による太陽光発電の補助
	健全な水循環の確保	地下水涵養の促進	<ul style="list-style-type: none"> 1人当たりの水使用量を 10%削減することをめざす。 雨水浸透・貯留能力の向上をめざす。 湧水量の増量をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の舗装を全体的に打換える場合や歩道を新設する場合に現場の設置状況に応じて可能な限り透水性舗装を実施 各戸雨水貯留浸透施設助成事業などを推進し、雨水の地下浸透を図る。
地球環境の保全等	地球温暖化の防止	多摩市温暖化対策実行計画の策定と実践	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書目標を達成するため、温室効果ガスである二酸化炭素排出量を平成 14 年度(2002 年度)レベルから 4.8%削減することをめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所を事業所の一つとして、多摩市地球温暖化対策実行計画を実践し、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、この結果の公表等により市民・事業者への啓発を行う。
	人づくり	環境教育の充実	学校における環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校における環境教育の時間、特に体験学習の時間を増やす。
環境学習の拡充		環境地図展の開催	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習の場、機会の参加人数を増やす。 環境保全のための指導者・リーダーなどの人材を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> 多摩市身のまわりの環境地図作品展の実施 子どもエコクラブ活動の推進
パートナーシップづくり		市民・事業者と協働した環境学習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> パートナーシップ形成のためのベースをつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者と共同した環境学習会を開催するなど、市民・事業者との協働を進める。 多摩市内で見つけた動植物情報の公開
フォローアップ体制づくり	環境情報の収集・公開体制の確立	多摩市環境ホームページの開設	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関する情報収集量・公開の方法を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> 多摩市公式ホームページの充実 わかりやすい情報の提供
	市民参画体制の確立	各審議会・「多摩市民環境会議」のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> 市民参画による市の環境マネジメントシステムを確立・運用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境部の 3 審議会の議事録を多摩市公式ホームページに掲載する。 その他審議会の議事録を多摩市公式ホームページに掲載する。

河川類型 B 類型 (類型指定)

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域のそれぞれに、飲料水用や工業用等の利水目的に応じて 2 つ以上の類型 (PH、BOD 等 5 項目のそれぞれ環境基準を設定したもの) を設け、浄化目標値を定めています。このため、特定の水域の浄化目標を設定するためには、環境基準 2 つ以上の類型の中から目標とする類型をあてはめなければなりません。このあてはめを類型指定と呼んでいます。類型指定の権限は、原則として 2 つ以上の都府県を流域とする水域は内閣総理大臣に、それ以外の水域は都道府県知事に委任されています。

(3) 多摩市地球温暖化対策実行計画(平成19年3月改訂)

地球の温暖化防止は世界規模での問題です。日本では平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布され、多摩市は地球温暖化対策実行計画を策定しました。これは多摩市を一つの事業所と考え、全組織及び市役所に勤務する全職員が、地球温暖化防止に向けた省エネルギー・省資源等の取組を率先して進めるためのものです。また、多摩市環境マネジメントシステムの環境行動計画の一つとして位置づけられています。

平成15年3月に作成された多摩市地球温暖化対策実行計画は平成19年3月に改定し、多摩市にある多摩市立の全施設および全職員を対象に二酸化炭素削減に向け取組を進めています。

計画の対象期間

計画の対象期間は、平成19年度を基準年度とし、多摩市環境基本計画の後期5年の目標年度である平成22年度までの4年間とします。

計画の目標

温室効果ガス排出量を環境基本計画の計画期間内(目標年次:平成22年度)に、平成16年度(2004年度)レベルから4.8%削減することを目指します。

この目標に対して、本計画の目標年次(平成22年度)までに削減数値目標を以下のとおりとします。

温室効果ガス削減目標

平成22年度削減目標 (Kg-CO2/年)	平成16年度(基準年度)	平成22年度(目標年次)	削減目標
	12,317,000	11,726,000	4.8%以上の削減を図る

取組項目と削減目標

取組項目は次の「地球温暖化防止に関する取組」のとおり実施しますが、削減目標は次の2項目の取組分野で数値目標を設定します。

<省エネルギー対策の推進>

温室効果ガスの削減目標を達成するには、エネルギー使用量を削減し、その二酸化炭素排出量合計で4.8%以上の削減を目標にします。

<ごみの減量と資源の有効利用>

ごみの排出量を削減するためには4Rの取組みを進め、多摩市役所の全庁を対象に可燃・不燃ごみ排出量で25%以上の削減を目標にします。

取組分野	項目	平成22年度までの削減目標
省エネルギー対策の推進	電気使用量	平成16年度使用量の4.8%以上を削減する。
	都市ガス使用量	平成16年度使用量の4.8%以上を削減する。
	その他施設燃料使用量	平成16年度使用量の4.8%以上を削減する。
	自動車燃料使用量	平成16年度使用量の4.8%以上を削減する。
	上記項目による二酸化炭素排出量合計で4.8%以上削減する。	
ごみの減量と資源の有効利用	可燃・不燃ごみ排出量	平成16年度使用量の25%以上を削減する。

地球温暖化防止に関する取組

取組分野	具体的な取組項目	行動目標
1. 省エネルギー対策の推進	(1) 電気・ガス等燃料使用量の削減	・施設の管理・使用、機器の導入・利用等に際しての環境配慮の徹底
	(2) 自動車使用に伴う環境負荷の削減	・使用に際してのエコドライブの徹底や低公害車の導入
2. 省資源対策の推進	(1) 上水使用量の削減	・節水行動の徹底等
	(2) 紙類等の使用量の削減	・両面コピーや使用済み封筒類の再利用等
3. ごみの減量と資源の有効利用	(1) ごみの減量と資源の有効利用	・分別の徹底や紙使用量の削減等
4. 物品購入に際しての環境配慮の推進	(1) 事務用品の購入・使用に際しての環境配慮	・エコマーク商品やグリーンマーク商品の積極的な導入等
5. 建築・土木工事における環境配慮の推進	(1) 市施設等の建設に際しての環境配慮	・省エネ型設計や新エネ・省エネ型施設の導入
	(2) 公共工事の実施に際しての環境配慮	・工事施工者に対する環境配慮の要請
6. 二酸化炭素吸収源対策の推進	(1) 二酸化炭素吸収に資する対策の実施	・環境基本計画におけるみどりの保全・創出等の施策の実施
7. 環境意識の普及啓発	(1) 環境に関する職員研修や情報の提供	・環境に関する研修の実施と職員の参加の奨励